

みどり市障害者活躍推進計画

令和 3 年 4 月 1 日

みどり市長
みどり市議会議長
みどり市代表監査委員
みどり市農業委員会
みどり市教育委員会

みどり市障害者活躍推進計画は、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第 36 号)による改正後の「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号)第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、みどり市長、みどり市議会議長、みどり市代表監査委員、みどり市農業委員会、みどり市教育委員会が策定する計画である。

計画期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
みどり市における障害者雇用に関する課題	みどり市は「地方公共団体の期間の特例の認定」により、みどり市教育委員会と併せて障害者雇用の促進に取り組んでいる。 みどり市においては、法定雇用率は達成しており、障害者が勤務を継続できる雇用環境の維持並びに障害者がより働きやすい環境を整備していくことが重要である。 また、新たな雇用の創出を図り、様々な部署において、障害者が活躍できる環境整備をしていく必要がある。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】各年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上 参考:令和 2 年 6 月 1 日時点の実雇用率:2.69% 【評価方法】毎年の任免状況通報により把握、進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 【評価方法】毎年の任免状況通報により定着状況を把握し、進捗管理
③満足度に関する目標	障害者が活力をもって業務に従事し、充実した職場環境となるように、意見・要望等の聞き取り、必要な改善を行う。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者として、総務課長を選任する(令和元年12月5日選任済) 障害者職業生活相談員(令和元年12月5日選任済)が窓口となる相談窓口を設定する。 障害者職業生活相談員に選任された者について、群馬労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 現に勤務する障害者の状況や要望等を把握するため、年に 1 回以上のア

	ンケート等を実施するとともに、障害者と業務の適切なマッチングが出来ているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。 障害者が活躍できる職務の選定及び創出について検討を行う。
②募集・採用	採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、面接における支援者の同席や手話通訳者を配置する等障害特性に配慮した選考方法を実施する。 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしでの業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
③働き方	短時間勤務制度等を活用し、障害の特性に配慮した柔軟な勤務を実現する。 時間単位の年次有給休暇制度や傷病休暇又は病気休暇等の各種休暇制度の利用を促進する。
④その他人事管理	必要に応じて、面談等を実施し、状況把握及び体調配慮を行う。 中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備、通院への配慮、働き方等の必要な取組を行う。
その他	
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。